広聴広報課所管に係る著作物等の取扱要領

（趣旨）

第１　この要領は、広聴広報課が所管する著作物等（以下「著作物等」という。）の適正な使用を図るとともに、積極的な活用を促進するため、その取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（貸出対象著作物）

第２　貸出しの対象は、次のとおりとする。

(1)　県政映画を収録した16ミリフィルム

(2)　上記(1)を収録したＤＶＤ

(3)　復興関連動画及び岩手県魅力発信ＰＲ動画等を収録したＤＶＤ

(4)　岩手県民の歌（昭和39年10月14日制定）を収録したＣＤ

(5)　広聴広報課が所管するデザイン・写真等

(6)　その他広聴広報課が所管する著作物等

（借用条件）

第３　借用にあたっては、次の条件を具備しているものとする。

(1)　著作物等は、私的視聴、営利を目的としない上映等に使用するものとし、無断で放送または演奏会等で使用してはならない。

(2)　著作物のうち、16ミリフィルムの借用にあっては、16ミリ映写機操作の資格を持つものが操作することとし、また、映写機の整備がなされていること。

(3)　著作物等は、第三者に譲渡又は転貸しないこと。

(4)　著作物等を破損、滅失又は紛失したときは、直ちに県に届け出ること。

（著作物等の二次利用）

第４　第３第１号に掲げる使用目的以外の著作物等の使用は二次利用に該当する。

（借用及び二次利用の承認）

第５　著作物等は、本県のＰＲの観点から積極的に活用されることが望ましいが、二次利用に際しては、本県の品位を損なうことのないよう、十分配慮するものとする。

２　著作物等を借用及び二次利用する場合は、広聴広報課総括課長の承認を受けなければならない。

３　県の機関に対する著作物等の二次利用の承認は、次に掲げる場合に行うものとする。

(1)　県が発行する刊行物、ポスター、パンフレット等の印刷物に使用する場合

(2)　県が企画するテレビ番組、新聞広告、雑誌広告等に使用する場合

(3)　パブリシティ活動のために報道機関に提供する場合

(4)　公務上利用する用紙、封筒等文具類に使用する場合

(5)　その他デザイン・写真等を使用することが適当であると認められる場合

４　県の機関以外の者、法人又は団体が著作物等を借用及び二次利用する場合で次のいず

れかに該当するときは、広聴広報課総括課長は第５第２項の承認を行わないものとする。
(1)　専ら営利を目的に使用するとき
(2)　政党その他の政治団体の政治活動に使用するとき
(3)　宗教活動に使用するとき
(4)　自己のシンボルマーク、商標または意匠として使用するとき
(5)　法令等に違反し、または抵触して使用するとき
(6)　その他著作物等を使用することが不適当と認められるとき

（承認申請）
第６　第５第２項の承認を受けようとする者は、著作物等の貸出及び二次利用申請書（別紙様式）を広聴広報課総括課長に提出しなければならない。
　なお、申請者が、任意の様式で、使用目的、使用方法等、所要の事項を記載した申請書を提出することを妨げない。

（貸出期間）
第７　著作物等の貸出期間は、原則として２週間以内とする。

（借用料）
第８　著作物等の借用料及び使用料は、無料とする。ただし、送付に要する費用は、使用者の負担とする。

附　則
この要領は、令和２年４月１日から施行する。